

平成 26 年 8 月 1 日

## 生活保護に関する実態調査 ＜結果に基づく勧告＞

総務省では、生活保護の実態を明らかにし、生活保護を要する者への適正な保護、生活保護受給者に対する就労・自立支援等の効果的な実施を図る観点から、生活保護の現状・動向、生活保護行政の実態等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

### 【本件連絡先】

総務省行政評価局

厚生労働等担当評価監視官室

担 当：九嶋、藤原

電話（直通）：03-5253-5416

F A X：03-5253-5418

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)

# 生活保護に関する実態調査の結果に基づく勧告(概要)

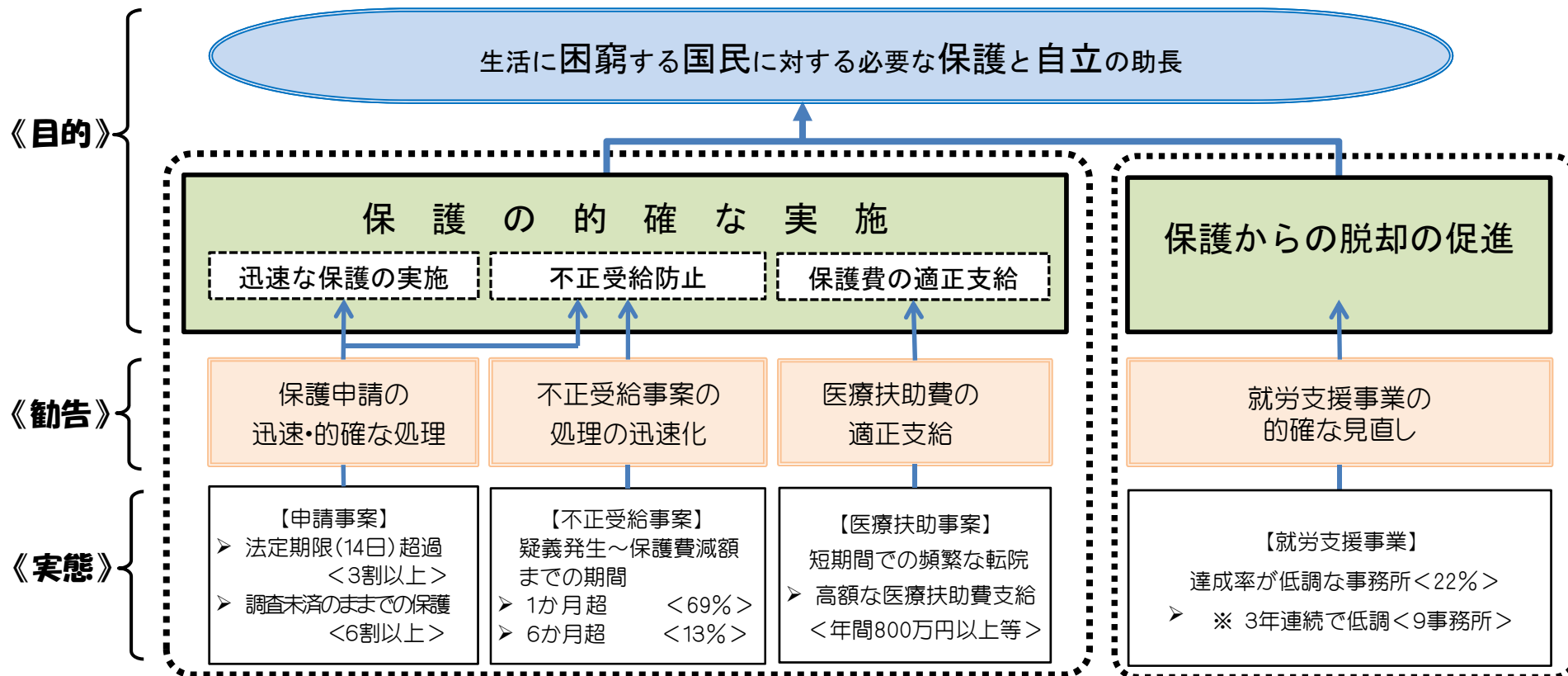
## 背景

過去10年で

- ◆ 受給者数 1.7倍増 (H14 : 124万人 → H23 : 206万人)
- ◆ 保護費 1.6倍増 (H14 : 2.2兆円 → H23 : 3.5兆円)
- ◆ 不正受給の件数 4.3倍増 (H14 : 8,204件 → H23 : 35,568件)
- 金額 3.2倍増 (H14 : 54億円 → H23 : 173億円)

〔 勧告日:平成26年8月1日  
勧告先:厚生労働省 〕

〔 調査対象: 22都道府県  
102福祉事務所  
<参考>  
全国1,251福祉事務所(H25) 〕



# 1 保護の的確な実施

## (1) 保護申請の迅速・的確な処理

H20~24の102事務所の申請約25万件から抽出調査

### 勧告

○申請処理及び各種調査の実態把握、問題事案の原因分析

○上記分析結果に基づく指導・改善方策の検討

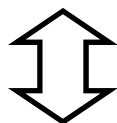
○金融機関等に早期照会対応について要請

### 調査結果

結果報告書P123~150

#### ◎「要保護者の迅速な保護」

◇申請者手持ち金1万円未満  
<57% : 267件/470件>

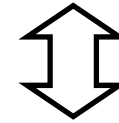


#### <保護申請の処理期間>

保護の要否決定までの期間  
◇ 14日超  
<36% : 45,435件/126,395件>  
うち 30日超  
<1.8% : 2,309件/126,395件>

#### ◎「不正受給の未然防止」

◇保護開始時から不正受給  
<10% : 1,658件/16,335件>



#### <保護決定時のチェック>

調査結果の未確認事案  
◇ 金融機関調査  
<62% : 1,030件/1,662件>  
◇ 生命保険会社調査  
<78% : 1,255件/1,617件>



#### 【背景】

#### ◎ 金融機関等調査には一定期間を要す

<照会から回答までに14日以上を要している事案>  
i) 金融機関調査 <83.1% : 1,381件/1,662件>  
ii) 生命保険会社調査 <86.0% : 1,390件/1,617件>

#### ◎ 保護申請の処理方針は福祉事務所によって区々

i) 迅速な保護を重視 <18.6% : 19事務所/102事務所>  
ii) 金融機関等調査を重視 <25.5% : 26事務所/102事務所>

#### 【法】金融機関等調査

> 保護の決定等に必要とき、金融機関等に報告請求可

#### 【厚労省指導】

> 保護申請処理に当たり金融機関等への調査を徹底

#### 【要因】

申請処理実態を踏まえた法定期限や金融機関等調査に関する対応方針不明

## (2) 不正受給事案の処理の迅速化

### 勧告

○不正受給事案の標準処理期間の設定、迅速処理を指導

### 調査結果

結果報告書P151～171

#### ◎ 不正受給となった保護費の回収 (過去3年間(H22～24)の状況)

- ◇ 回収率(当該年度要回収分) <24%: 14.1億円/57.8億円>
- ◇ 回収できず不納欠損処理をした額 <9億4千万円>

【課題】 保護費の過払いの拡大防止  
⇒ 不正受給事案の処理の迅速化

#### ◎ 不正の疑義発生～保護費の減額までの処理期間

- ◇ 1か月以上 <69%: 1,043件/1,506件>
- うち 6か月以上 <13%: 201件/1,506件>
- うち 1年以上 <2.1%: 32件/1,506件>

#### 【背景】

被保護者は元來資力が乏しく、不正受給した保護費を費消している場合あり

↓  
回収は容易でない

## (3) 医療扶助費の適正支給

### 勧告

○短期間での頻繁な転院の的確な実態把握

○転院の要否チェック方策の具体的な提示

### 調査結果

結果報告書P199～211

#### ◎ 短期間での特定の指定医療機関間における頻繁な転院

【事例1】 3年2か月間に12病院間で34回転院

※ 同一病院に8回入院の例

H24医療扶助費  
724万円

【事例2】 6年11か月間に16病院間で43回転院

※ 同一病院に9回入院の例

H24医療扶助費  
826万円

【事例3】 2年3か月間に12病院間で25回転院

※ 同一病院に5回入院の例

H24医療扶助費  
857万円

#### 【法】医療扶助費

➢ 移送費も含め入転院費用は、全額保護費から支給

#### 【厚労省告示】

➢ 入院での診療報酬点数加算(30日まで)  
<～14日> 450点  
<15日～30日> 192点

#### 【現況】

短期間での頻繁な転院の実態把握が不十分、国から具体の指導なし

## 2 保護からの脱却の促進

### ○ 就労支援事業の的確な見直し

#### 勧告

○事業の効果検証における参加率の反映、効果検証・見直しの手順・方法等の提示

○協議会の活用等による公共職業安定所と福祉事務所との連携確保

<調査対象の就労支援事業>H24予算執行額：80億円

- a) 公共職業安定所との連携による「福祉から就労」支援事業
- b) 就労支援員等を活用した就労支援プログラム

#### 調査結果

結果報告書P90~122

#### ◎ 就労支援事業による保護の脱却効果

同事業により保護の廃止に至った者

<3%:810人/28,354人> (※) 就労可能な受給者(注)に占める割合

(注) 就労・求職状況管理台帳登載者

#### 【厚労省通知】協議会

- 公共職業安定所と福祉事務所とで協議会を設置、運用上の問題点等について検討

#### ◎ 各福祉事務所による就労支援事業の効果検証

##### <参加率>

福祉事務所によって区々

平均の1.5倍以上のもの  
~2分の1未満のものまで

<参加率の平均>

a)の事業(11%) b)の事業(33%)

##### <効果測定指標>

福祉事務所によって区々

例)事業の達成者  
就職者とするもの、保護の廃止に至った者とするものなど

検証に未反映

検証内容が区々

(※) 参加率(事業の参加者/就労可能な受給者(注))

#### 【要因】

事業の効果検証・見直しの方法等が不明確

(注) 就労阻害要因が比較的少ない「その他の世帯」に属する世帯(世帯主)数

##### <達成率> (事業の達成者/参加者)

福祉事務所によって様々、低調なものあり

<達成率の平均>

a)の事業(49%)

b)の事業(41%)

平均より20ポイント以上低調<22%:37/168事務所>

うち、3年連続低調<9事務所>

的確な事業の見直しが困難

#### 【要因】

公共職業安定所と福祉事務所との連携不足

◆ 事業実施が皆無又は低調となっている事例あり